

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年3月19日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の責任を超える額の部分は取り消すべきであり、本件審査請求のその余の部分は棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し行った、本件処分について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

本件処分通知書には、「収入を得ていたにも関わらず、無収入申告書を提出して虚偽の申告を行い、保護費を不正に受領したため」とあるが、すべて父の誘導に従っただけで、無収入申告書を提出するなどの行為がどのような意味を持つのか理解していなかった。本件会社からも、何ら問題ない旨の話があった。

したがって、故意に虚偽の申告を行い保護費を不正に受領したもので

はないため、本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月22日	諮問
平成30年10月18日	審議（第26回第1部会）
平成30年10月30日	処分庁へ調査照会
平成30年11月12日	処分庁から回答を收受
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）
平成30年12月27日	父へ意見照会
平成31年 1月 7日	父へ意見照会（訂正）
平成31年 1月18日	審議（第29回第1部会）
平成31年 1月21日	父から主張書面收受
平成31年 2月21日	審議（第30回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

## (2) 世帯単位の原則

法 10 条によれば、保護は、原則として、世帯を単位としてその要否、程度を定めるものとされている。また、法 31 条 3 項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、原則として、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとするものとなっている。

## (3) 資料の提供等

法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関等は、保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。

## (4) 届出の義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとされている。

## (5) 費用徴収額決定

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その

者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2によれば、法78条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-25（答）によれば、「法78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法63条や法77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている。

なお、「生活保護問答集について」は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、法の解釈・運用指針として合理的であると認められる。

2 これを本件についてみると、請求人は、保護費受給期間中の平成26

年1月28日及び同年6月18日に、福祉事務所長宛てに収入・無収入申告書を提出しているが、そこには、「体調不良」や「傷病」のため就労できず、収入が無い旨記載していることから、虚偽の申告をしていることが認められる。平成27年1月15日の担当職員との面談の際も、就労の事実を秘匿したまま、医療機関を受診し適応障害との診断を得て通院加療中である、服薬を続けているが症状の改善は見られないなどと発言していることが認められる。また、平成27年8月4日には、平成25年9月から就労していた本件会社を、新たに就労先として決定したという虚偽の報告をしていることが認められる。その後、平成29年12月27日に担当職員が事実確認をしたところ、請求人は、保護費受給期間において就労していた事実を認め、不正に受給した保護費を返還する意思がある旨申立書に記載して署名・押印したことが認められる。

以上のことから、請求人は、本件会社で就労収入を得ていた事実を福祉事務所長に申告しなければならないことだと認識していながら意図的に隠蔽し、平成26年1月1日から平成27年7月31日までの間、不正な手段で保護費を受給していたといわざるを得ない。

### 3 費用徴収額について

法10条は、保護は、原則として、世帯単位で行われることを定め、また、法31条3項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、原則として、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとするものとされており、本件については、世帯主である父が保護費を受給していた。

そして、父は、「世帯にいる人に収入があったり亡くなったりしたとき、増えたり減ったりしたときは届出の必要があり、世帯員には責任を持って説明する」旨を含む「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」に平成27年6月25日付けで署名・捺印の上、担当職員に提出している。

また、父は、保護費の返還義務について、返還金額自体には異議があ

るものの、全て自分に責任があると認めている。

そうすると、世帯主である父にも本件不正受給について相応の責任があるといわざるを得ず、不正受給した保護費全額のうち父の責任に係る部分についてまで、請求人に返還を求める本件処分は、請求人にとって過酷なものとなっている。

父の保護費の返還義務が法63条によるものか、法78条1項によるものかは置くとして、本件不正受給について、請求人の責任と父の責任の割合については、どちらかの責任が重いという特段の証拠、理由はないので、請求人のためあるいは父のために支給されたとは明らかでない保護費については、各々の責任は50パーセントずつとするのが適切と考えられる。したがって、請求人に返還請求すべき保護費は、生活扶助及び住宅扶助のために支給された保護費のうちの50パーセントの額に、医療費及び一時扶助費のうち、それぞれ請求人のために支給されたものを加えた額に限るべきである。

- 4 請求人は、収入・無収入申告書の提出は、父の誘導に従って行ったものであり、また、保護受給のことを本件会社も認識し、税金の申告の指示や生活保護脱退の話もなかったため、不正受給の意識が希薄であったと主張する（第3）。しかし、上記2のとおり、請求人の主張をもって、本件会社での就労の事実が福祉事務所に申告する義務のあることを知らずになされたものということは困難である。

また、請求人は、徴収決定額相当の金員を支払う能力はないとも主張するが、法78条1項の規定に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法63条や法77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に应ずる能力）が考慮されるというものではないというべきであるから（1・(5)・エ）、請求人にたとえ資力がないとしても、そのことにより不正に受給した保護費に相当する費用の徴収を免れるものではない。

したがって、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

## 5 小括

以上のとおり、本件審査請求のうち、請求人の責任を超える額の部分の取消しを求める部分については、理由があるから、その範囲に限り、行政不服審査法46条1項の規定を適用して本件処分を取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別 紙 (略)